

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
1. あらゆる分野への参画の促進					
(1) 働く場における男女平等参画の促進					
① 均等な雇用機会の確保					
ア. ポジティブ・アクションの推進					
1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対して、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「仕事と生活の両立支援の取組等 企業における男女の雇用管理に関する調査」(予定) 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人		産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	シンポジウムの開催(東京経営者協会との共催) 労働情勢懇談会の開催		生活文化局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。 女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。 関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業者団体との連絡会の開催(No. 2参照) ポジティブ・アクション実践プログラム 2,000部 ポジティブ・アクションリーダーの養成 年2回 各30名 事業主向け「均等法セミナー」年2回 各200人 ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回		生活文化局 産業労働局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部		産業労働局
5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」年2回 各200人(No. 3一部参照) 男女雇用平等セミナー 12回		産業労働局
ウ. 都庁内における男女平等参画					
6	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施		各局
7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施		各局
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
ア. 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
8	パート・アドバイザー制度	パート・アドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・パート・アドバイザー 労働相談情報センター本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年2,620件		産業労働局

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
9	労働相談の実施	労働相談（東京都らうどう110番）労働相談センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。 パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制） 電話相談 年1回 2日間	産業労働局	
10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー パート・派遣・契約社員等の多様な就業形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。 普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	年24回 定員1,440人 「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部	産業労働局	
11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	しごとセンター及びびごとセンター多摩における支援	産業労働局	
12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、 国立・都営の東京都障害者職業能力開発校で実施 14か所 求職者向け：延べ134科目、定員7,010名 在職者向け：定員19,150名	産業労働局	
13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組み中小企業（トライ企業）に対して専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	専門家の派遣 トライ企業年間250回 レバレッジアップ支援年間30回	産業労働局	
③ 起業家・自営業者への支援					
ア. 起業家・自営業者への支援					
14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 ・融資限度額 融資対象に応じて1,000万円～2,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金	産業労働局	
15	TOKYO 起業塾の実施	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地支援、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	・相談指導、相談（随時） ・起業家現地指導 50件 ・人材育成講座 8コース440名 （内女性のみを対象とするもの1コース） ・交流の場の提供 年6回	産業労働局	

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覽

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。	・施設の運営 (補助) 4 か所116室 ・施設の運営 (委託) 3 か所69室		産業労働局
17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進めるため、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2 回 女性農業者能力向上講座 3 地区(各5回)延べ15回 女性農業者経営能力向上支援 (優良先進事例視察研修) 1 回		産業労働局
18	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。(再掲)	東京都農業・男女共同参画フォーラム 1 回 (No. 11参照)		産業労働局
④ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援					
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援					
19	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場体験などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。また、子育て期間中であつても、しごとセンターの再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。	・女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員300名 ・再就職支援セミナーの実施 年6回240名 ・利用者向け託児室の運営		産業労働局
20	職業訓練の実施(育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練)	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、eラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	・eラーニング委託訓練 定員100名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員145名 (No. 12一部参照)		産業労働局
21 ☆	保育つき職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	訓練定員60名 保育定員20名		産業労働局
22 ☆	医師勤務環境改善事業(再就業支援対策)	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の再就業が促進できるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	医師勤務環境改善事業 再就業支援 6 病院		福祉保健局

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
(2) 社会・地域活動への参画促進					
① 政治・行政分野への参画促進					
ア. 政治・行政分野における男女平等参画の促進					
23	審議会等への女性委員の任用促進	任用計画を策定して、審議会等における女性委員の任用を促進します。 平成28年度までに35%以上	各局で実施		各局
24	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。(再掲)	(No.6参照)		各局
25	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。(再掲)	(No.7参照)		各局
② 地域・防災分野への参画促進					
ア. 地域・防災分野における男女平等参画の促進					
26 ☆	男性の社会活動・地域活動への参加	男性が仕事を理由に社会活動・地域活動に参加しにくい状況にあることを踏まえ、男性の参画について、区市町村担当職員向けの研修内容の一部に加える。	男女平等推進担当職員研修を実施		生活文化局
27 ☆	防災隣組 (防災市民組織リーダー研修)	女性や子供の視点に立った防災対策を研修項目として盛り込みます。	年4回実施。規模400人 テーマ：災害時要援護者対策について 等		総務局
28	防災 (語学) ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女を問わず「東京都防災 (語学) ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	・平成24年1月末現在：17言語 965人登録 ・防災 (語学) ボランティアのスキルアップを指し、実践に即した研修を講義形式やワークショップ等多様なメニューで実施する。また、「防災とボランティア週間」(1月中旬)に、外国人災害時情報センター機能訓練を実施する。		生活文化局
29 ☆	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	家庭内の安全対策の推進者として、また、地域の防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待されている女性防火組織に対する指導を推進する。特に、女性は家庭の防災の要となるべき立場にあることから、女性防火組織では家庭及び地域の安全を主眼とした活動を推進しており、各地域の地域特性に留意した指導を推進していく。		東京消防庁
30 ☆	消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	消防団の存在を強力にアピールするため、公共性が高く幅広い年代が利用する鉄道車両内の映像広告及び中吊り広告による募集広報を実施する。		東京消防庁
31	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及び東京ウイメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会、事業者団体との連絡会 (No.2参照) を通じて実施		生活文化局
32 ☆	ワーク・ライフ・バランス推進事業	「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の普及を図るとともに、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及 ・Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営		生活文化局

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
③ 教育分野への参画促進					
ア. 教育分野における男女平等参画の促進					
33 ☆	教育管理職候補者の昇任の猶予	<p>教育管理職を確保するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し易い制度の導入が不可欠です。そこで、教育管理職候補者の家族の介護、子の養育等の事情により、職務との両立が困難な場合に、本人の申出により、教育管理職候補期間におけるジョブローテーション及び教育管理職候補者研修の延期し、教育管理職への昇任を猶予します。</p> <p>※都では、教育管理職選考合格者に対して、ジョブローテーションや教育管理職候補者研修を行い、管理職としての資質を高めています。</p>	教育管理職選考要綱発表時に対象者へ周知します。		教育庁